

社団法人 日本精神神経学会
精神科専門医制度規則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 社団法人日本精神神経学会（以下、学会）の制定する精神科専門医制度は、患者の人権を尊重し、精神・身体・社会・倫理の各面を総合的に考慮しつつ、精神医学および精神科医療の進歩に応じて、精神科医の態度・技能・知識を高め、すぐれた精神科医の養成と生涯にわたる相互研鑽を図ることにより、精神科医療、精神保健の向上と社会福祉に貢献し、もって国民の信頼にこたえることを目的とする。
- 第 2 条 前条の目的を達成するため、学会は専門医制度委員会を設置し、精神科医療に関する学識および経験を有する医師を精神科専門医（以下、専門医）として認定し、さらに本制度を維持するための事業を行う。

第 2 章 委員会

- 第 3 条 専門医制度委員会は、次の業務を行う。
- (1) 教育研修に関する業務
 - (2) 専門医の認定に関する業務
 - (3) 専門医の登録、専門医認定証の交付に関する業務
 - (4) 精神科専門医制度研修施設（略称：専門医制研修施設、以下、研修施設）の認定に関する業務
 - (5) 研修施設の登録および研修施設認定証の交付に関する業務
 - (6) 専門医の資格の更新に関する業務
 - (7) その他、この制度の運用に必要な業務
- 第 4 条 前条の業務を遂行するために専門医制度委員会は、次の委員会および地区部会を置く。
- (1) 常任委員会
 - (2) 資格・研修施設認定委員会
 - (3) 試験委員会
 - (4) 卒後研修委員会
 - (5) 生涯教育委員会
 - (6) 地区部会長委員会
- 第 5 条 前条に規定する委員会および地区部会の委員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 2 委員の任期は 2 年とし、その再任を妨げない。
 - 3 委員に欠員が生じた場合は、理事会の承認を経て、補充するものとし、その任期については前任者の残任期間とする。
- 第 6 条 第 4 条に規定する地区部会は、精神科専門医制度の事業を実施するため、全国を次の 7 地区に区分して設置する。
- 各地区の区分については次の通りとする。

北海道地区（北海道）

東北地区（青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県）

関東地区（群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県）

中部地区（石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

近畿地区（滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県）

中国・四国地区（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県）

九州・沖縄地区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

2 地区部会は、当該地区において次の業務を行う。

- (1) 広報
- (2) 生涯教育
- (3) 資格・研修施設認定審査
- (4) その他

3 前項の業務を行うために各地区部会内に地区部会委員会を置く。

第 3 章 専門医の認定と登録

第 7 条 学会は、次の各号のいずれにも該当するものであって、なおかつ専門医認定試験に合格したものを専門医として認定する。

- (1) 日本国の医師免許証を有するもの
- (2) 精神科専門医認定試験申請時に学会員であるもの
- (3) 5年以上の臨床経験を有するもので、第 9 条に規定する研修施設において施行細則に定める研修ガイドラインにより、精神科臨床研修を 3 年以上受け、その課程を修了したもの

（なお、上記の研修を開始するものは研修申請書を学会に提出のこと）

第 8 条 前条により専門医と認定されたものは、学会に登録され、専門医認定証の交付を受ける。

第 4 章 研修施設

第 9 条 学会は、施行細則に定める基準にもとづいた専門医制度委員会による審査を経て、研修施設を認定する。

第 10 条 前条の規定により認定された研修施設に対して、研修施設認定証を交付する。

第 11 条 研修施設の認定を受けた施設は、5 年ごとに認定の更新をしなければならない。

第 5 章 専門医の認定更新

第 12 条 専門医の質の確保、生涯教育の重視、精神科医療の場の質の向上を目的として、専門医資格の認定の更新を行う。

- 第13条 専門医の認定を受けたものは、5年ごとに認定の更新をしなければならない。
- 2 認定の更新をしようとするものは、施行細則に定める基準にしたがって、研修しなければならない。

第6章 専門医の資格喪失・取り消し

- 第14条 専門医は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 医師としての資格を喪失したとき
 - (2) 学会員としての資格を喪失したとき
 - (3) 専門医としての資格を辞退したとき
 - (4) 専門医の認定更新をしなかったとき
- 第15条 学会は、次の各号のいずれかに該当する場合、専門医制度委員会、理事会の議決をもって専門医の資格を取り消すことができる。
- (1) 専門医としてふさわしくない行為があったとき
 - (2) 専門医認定審査申請に重大な誤りがあったとき

第7章 補則

- 第16条 この規則の変更は、総会および評議員会の議決を経なければならない。
- 第17条 この規則の施行に必要な細則は、別に定める。

附 則

- 第1条 この規則は、平成16年5月21日から施行する。
この細則は、平成17年5月19日から改定施行する。
この規則は、平成18年5月12日から改定施行する。
- 第2条 平成17年度から平成20年度までは過渡的措置期間とし、新規の専門医認定試験は平成21年度から行うものとする。
- 第3条 過渡的措置による専門医の認定方法は、別途施行細則に定める。
- 第4条 過渡的措置期間の専門医合格者には、専門医認定証を平成21年度にまとめて交付するものとする。